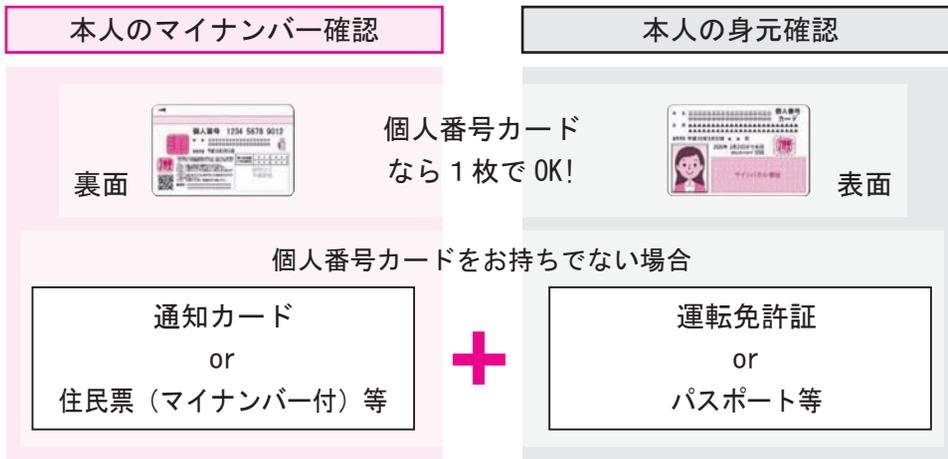


平成28年1月から、個人番号（マイナンバー）の利用が始まります！

- 個人番号が必要な手続きでは、「個人番号の確認」と「本人の身元確認」が必要です。
- 個人番号カードがあれば、これ一枚で「個人番号の確認」と「本人の身元確認」ができます。



※本人の身元確認の際、顔写真が無いものは2種類以上の本人を確認できるものがが必要です。

例) 国民健康保険被保険者証と年金手帳



- 市役所の窓口で個人番号を求められる手続きには、主に次のようなものがあります。
- ※手続きによって個人番号の記入・提示が必要になる時期が違います。

詳しくは、各担当部署までお問い合わせください。

暮らし

手続き	問い合わせ
住民票 戸籍 転入・転居・転出などの異動 戸籍届出の氏名などの変更 ※記載事項の変更が必要となりますので、通知カードまたは個人番号カードをご持参ください。	市民健康課 市民係 ☎ 22-7734
市営住宅 市営住宅への入居申請 市営住宅入居者の収入申告 市営住宅入居者の家賃減免申請	都市整備課 住宅係 ☎ 22-7749

介護・福祉

手続き	問い合わせ
介護保険 介護認定・更新・区分変更の申請 被保険者証等の再交付の申請 負担限度額認定の申請 高額介護サービス費の支給申請 居宅サービス計画作成依頼等の届出	福祉課 介護福祉係 ☎ 22-7743
福祉 身体障害者手帳の申請 特別障害者手当等の申請 補装具費の申請 障害福祉サービスの申請 自立支援医療の申請 (更生医療、育成医療) 障害児通所支援の申請 重度障害者医療の申請	福祉課 障害福祉係 ☎ 22-7743
戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求	福祉課 福祉総務係 ☎ 22-7742
生活保護の申請	福祉課保護係 ☎ 22-7742
精神障害者保健福祉手帳の申請 自立支援医療の申請 (精神通院医療)	保健センター ☎ 22-7157

保険・医療

手続き	問い合わせ
国民健康 保険 加入・脱退 修学や施設入所のための市外転出 被保険者氏名、被保険者世帯、住所、世帯主の変更 給付関係支給申請(療養費、高額療養費、葬祭費、出産育児一時金等) 被保険者証等の再交付申請 限度額適用認定証等の交付申請	市民健康課 医療年金係 ☎ 22-7734
後期高齢者 医療保険 被保険者証等の再交付申請 限度額適用・標準負担額減額認定証等の交付申請 高額療養費等の申請	

子育て

手続き	問い合わせ
給付や 届出 児童手当の新規認定請求 児童扶養手当の新規認定請求 特別児童扶養手当の申請 認定こども園・保育所への入所申し込み ひとり親家庭等医療費支給申請	子ども 福祉室 ☎ 22-7742
未熟児養育医療の給付申請 母子健康手帳の交付申請 (妊娠届出)	保健センター ☎ 22-7157
乳幼児等医療費の申請	市民健康課 医療年金係 ☎ 22-7734
幼稚園の入園申し込み 小・中学校学校病治療に係る医療券交付申請	学校教育課 学事係 ☎ 22-7753

税金(※平成28年分以降の所得に係る申告書から適用)

手続き	問い合わせ
市民税 市・県民税申告書の提出(※) 給与支払報告書の提出(※) 公的年金等支払報告書の提出(※) 市・県民税減免申請書の提出 軽自動車税減免申請書の提出 国民健康保険税減免申請書の提出	税務課 市民税係 ☎ 22-7732
固定資産税 相続人代表者指定届の提出 償却資産申告書の提出 固定資産税減免申請書の提出	税務課 資産税係 ☎ 22-7732

※上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合があります。

個人番号カードの交付が始まります！

個人番号カードの交付

個人番号カードの交付申請をされた方には、平成28年1月以降、順次交付準備が出来た旨をお知らせする「交付通知書（はがき）」を郵送により送付します。交付通知書が届いたら、原則本人が市役所にカードを受け取りに来てください。

受取時に必要なもの

- ① 交付通知書
- ② 通知カード
- ③ 本人確認書類（※1）
- ④ 住民基本台帳カード（お持ちの人のみ）

▼本人確認書類（※1）

種類	備考
住民基本台帳カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のもの）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書、一時庇護許可書または仮滞在許可書	いずれか1点を提示（顔写真付）
官公署から発行され、または発給された書類その他これに類する書類で、個人別事項（氏名及び生年月日または住所）の記載があるもの（例）健康保険証、介護保険証、年金手帳、社員証、学生証、学校が発行した在学証明書 など	いずれか2点を提示

暗証番号の設定について

個人番号カードの受取時に暗証番号の設定が必要となります。窓口にお越しになる前に、あらかじめ暗証番号を考えておいてください。

暗証番号の種類

- ① 署名用電子証明書
 - ※英数字6字以上16字以下
 - ② 利用者証明用電子証明書
 - ③ 住民基本台帳事務用
 - ④ 券面事項入力補助用
- ※②③④は数字4桁で同じものとするができます。

問い合わせ

市民健康課市民係
☎ 22-2278

マイナンバー総合フリーダイヤル

【日本語窓口】 ☎ 0120-95-0178

【外国語窓口】

制度に関すること

☎ 0120-0178-26

通知カード・個人番号カードに関すること

☎ 0120-0178-27

受付時間

平日 9時30分～22時

土・日・祝日 9時30分～17時30分

「リサイクル」を推進させるには

市では、広島中央環境衛生組合と連携して、ごみの減量及び資源化の促進と環境負荷の軽減を図っています。

現在、国内では、紙の原料の60%はリサイクルされたものであり、ペットボトルは85・8%、アルミ缶は90%、スチール缶は92%、ガラスびんは69・8%が分別回収された後、リサイクルされています。リサイクルを推進させるためには、正しい分別と中身を洗浄するなどのひと手間が非常に大切です。

ごみ処理による環境への負荷を軽減し、併せてごみ処理経費の大きな負担を軽減するために、市民一人ひとりがごみ排出量の削減とリサイクルの推進に取組みましょう。

問い合わせ
まちづくり推進課生活環境係
☎ 22-2279



▲ひろしま地球環境フォーラムと連携したリサイクル施設の見学会の様子

大分類	小分類	リサイクル後の製品	注意点
古紙	ダンボール 紙箱・包装紙	ダンボール箱、紙筒	臭いや油・水のついた紙・紙箱や防水加工された紙・紙箱は一緒にしない。（燃えるごみへ）
	雑誌	ダンボール箱	できるだけ濡らさない。
	新聞紙	新聞紙、週刊誌、印刷用紙	新聞紙の中にチラシが混ざっていても大丈夫。
	紙パック	トイレットペーパー、ティッシュペーパー	開いて水洗いし、きちんと乾かして出す。アルミを使っている紙パックは燃えるごみへ。
ペットボトル		ペットボトル、卵パック、シャンプーなどのボトル、衣類、文房具	キャップとラベルは外し、水で中をすすぎ、スルメ状につぶして出す。
缶	アルミ缶	アルミ缶	アルミ缶とスチール缶に分ける。（缶の側面にアルミ缶とスチール缶を示すマークがあります。）
	スチール缶	建築用の鋼材、自動車、冷蔵庫、洗濯機、スチール缶用の鋼板	水で中をすすぎ、つぶして出す。
ガラスびん	透明なびん	透明なびん	キャップを外す。 水で中身をすすぐ。
	茶色のびん	茶色のびん	
	その他のびん	断熱材、路盤材	